

科学技術研究調査の民間開放についての考え方

平成 18 年 11 月 16 日

総務省統計局

【科学技術研究調査の概要】

総務省統計局が直轄で行っている科学技術研究調査(指定統計第 61 号)は、我が国における科学技術に関する研究活動の状態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的として、昭和 28 年以降毎年実施している。

調査は、郵送(平成 15 年調査以降、回収についてはインターネットによる提出も可)で行っており、疑義照会・督促は電話及びはがきで行っている。

科学技術研究調査については、「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」において、平成 18 年度に入札を実施し、平成 19 年調査から民間開放を開始することとしている。

【公共サービス改革法に基づく民間開放を行う理由】

公共サービス改革法においては、守秘義務及び罰則が定められているほか、事業者の監督・立入検査、みなし公務員規定など事業の確実な実施を確保するための規定が置かれている。さらに、質に関する事項、評価の基準等について定めた実施要項を官民競争入札等監理委員会において審議すること等により、透明性・公正性・中立性を確保しながら、民間の創意工夫を生かし、質の維持向上を図ることが可能である。

こうしたことから、科学技術研究調査の民間開放については、公共サービス改革法に基づき行うことが適当と考えている。

【民間競争入札を行う理由】

「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」の中で、科学技術研究調査については、19 年度は単年度でこれまで国の職員が対応してきた送付・回収、照会対応に係る業務を対象として、公共サービス改革法に基づく民間開放を行い、20 年度以降については 19 年度の実施状況等を踏まえつつ、更に総合的に検討することとしている。

公共サービスの実施に関し、「民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点」から見直すこととする公共サービス改革法の趣旨を踏まえ、これらの業務を民間に委託することにより、民間事業者の実施状況、コストを把握して、指定統計調査の民間開放の検討の参考とするため、民間競争入札で行うことが適当と考えている。